

新型コロナウイルスと健康保険

新型コロナウイルスと健康保険の関係はどうなっているのか気になりませんか？
もしもの時のために、いくつかの疑問にお答えします。

Q1 新型コロナウイルスの PCR 検査に健康保険は使えるの？

A1 医療機関で健康保険が使えるのは

1. 感染が疑われる場合の診断を目的とする場合
2. 感染治療中で退院可能かの判断をする場合
3. 無症状でも医師が必要と判断した場合
(保健所から濃厚接触者として検査を指示された場合含む)

医療機関で健康保険が使えないのは

1. 周囲で感染者が出たことでの自己判断での依頼検査
2. 会社の出張等に合わせた確認のための検査
3. 何となく不安なので1度検査しておきたい

ドラッグストアなど市販の PCR 検査キットでの自己検査も対象外です。

PCR 検査は検査受診時の感染有無を診断するものなので、結果が「陰性」でも新しい生活様式は守る必要があります。



Q2 新型コロナウイルスに感染して会社を休んだ時、傷病手当金は受けられるの？

A2 受けられます。

次のような場合が対象です

- ・ 自覚症状はないが「新型コロナウイルス陽性」と判定され労務に就けないとき
- ・ 新型コロナウイルス陽性で発熱などの自覚症状があり自宅療養しているとき
- ・ 発熱などの自覚症状があり会社を休んだ後、病院で診察を受けたら別の病気だった場合



Q3 新型コロナウイルスに関して傷病手当金を受けられないのはどんなとき？

A3

- ・ お勤めの会社で新型コロナウイルス感染者が発生し、会社全体が休業したとき
- ・ 本人は自覚症状がなく、家族が感染して濃厚接触者になったため、自己判断または会社指示で自宅待期した（休んだ）とき



国の対応は随時変わっていますので、ご不明な点は健保組合までお問合せください。